

市政トピックス

年末の交通安全運動

12月1日(木)～10日(土)

安心安全課 防犯交通係 (内線361)

年末は師走特有のあわただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故がおきやすくなります。また、忘年会など飲酒の機会が増えることから飲酒運転による事故も心配されます。

さらにこの時期は、1年を通じて日没時刻が最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて、特に高齢者が犠牲となる交通事故も心配されます。

そこで、次の重点項目をきっかけ、年末の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- 飲酒運転を根絶しよう
- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう
- すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

年末の安全なまちづくり県民運動 12月1日(木)～20日(火)

安心安全課 防犯交通係 (内線361)

年の瀬を控え、あわただしさを感じる季節となりました。ついカギを掛け忘れたり、お子さんから目が離れたりと、気ぜわしいそのスキを狙った犯罪が起きがちになります。犯罪

者を寄せ付けないよう、あいさつ・声かけの励行、防犯パトロールなど地域の連帯を強くしていきましょう。

年末の安全なまちづくり県民運動では、次の重点項目をきっかけ、運動を展開します。

《運動の重点》

- ひったくり等街頭で発生する犯罪の防止
- 住宅・店舗等を対象とした侵入犯罪の防止
- 自動車関連連行盗の防止
- 子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止



人権擁護委員制度

協働推進課 協働人権係 (内線334)

【人権擁護委員】

人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権について理解のある人を、市議会の意見を聞き、市長の推薦により、法務大臣が委嘱をしています。

全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を

とることが使命とされています。

- 次のようなことがありましたら、人権擁護委員にご相談ください
- ①公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき
- ②生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき
- ③町内で差別待遇を受けたとき
- ④児童虐待、セクハラ等
- ⑤生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)
- ⑥その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき

○市内では次の皆さんが人権擁護委員に委嘱されています(敬称略)

氏名(住所)	電話番号
伊藤信子(新地町)	81-4117
野村芳子(牛田町)	81-3462
加藤勝男(上重原町)	81-3009
志賀幸子(谷田町)	83-2855
高木誠(ハツ田町)	81-2033
宮地秀明(上重原町)	82-1279
林司郎(八橋町)	82-2350

毎週火曜日の午後1時～4時まで「福祉の里ハツ田」内の相談室で相談を行っているほか、名古屋法務局刈谷支局(☎210086)でも人権問題の相談に応じています。相談は無料で秘密は堅く守られますので、気軽にご相談ください。

60歳以上でも国民年金に任意加入できます

国保医療課 国保年金係 (内線157)

老齢基礎年金は、20歳～60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。保険料未納期間があるために、受給資格期間(25年)を満たすことができない人や満額受給できない人で、少しでも多くの老齢基礎年金を希望する場合は、60歳～65歳に達するまでの間に、国民年金に任意加入できます。

この申出については保険料を口座振替で納付していただきます。なお、任意加入の手続きは、60歳になってから国保医療課窓口に申し出てください。

※昭和40年4月1日以前に生まれた人に限り、老齢基礎年金を受給するために必要な期間が満たない場合は、70歳になるまで任意加入できます。

※海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入できます。

家屋を取り壊した時は届出を

税務課 資産税係(内線136)

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に対して課税されます。年の途中で取り壊された家屋は翌年度から課税されませんが、届け出がないと、翌年度も引き続き課税されるおそれがあります。

家屋を取り壊したときには「家屋取り壊し届出書」を税務課に提出してください。

用紙は税務課または、市ホームページの「申請書・様式ダウンロード」内の「税務課様式集」にあります。
※メールでの届出はできません。



東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限延長に係る一部地域における期日の指定について

刈谷税務署(☎216211)

国税庁では、東日本大震災の発生に伴い、青森県、岩手県、宮城県、福島県および茨城県の5県に納税地を有する人の平成23年3月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限の延長を行い、青森県および茨城県については、平成23年7月29日を延長期限の期日とし、岩手県、宮城県および福島県の一部の地域に

ついては、平成23年9月30日を延長期限の期日としたところです。

今般、岩手県および宮城県のうち一部の地域について、被災後の状況などを踏まえ、延長期限の期日を平成23年12月15日としました。

この期日以降でも、東日本大震災による災害等により申告・納付等が困難な場合は、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、宮城県および福島県のうち、今回指定しなかった地域における国税の申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定めることとしています。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

○平成23年12月15日を延長期限とする国税庁告示を行う地域

岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町)

宮城県(気仙沼市、多賀城市、南三陸町)

○今回は延長期限を指定しない地域

宮城県(石巻市、東松島市、女川町)

福島県(田村市、南相馬市、川俣町、

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)

年末年始の清掃関係業務休業日一覧表

区分	年末	年始
可燃ごみ収集	12月30日(金)まで	1月6日(金)から通常どおり
不燃物収集	月曜日地区	12月19日(月)まで
	水曜日地区	12月21日(水)まで
資源ごみ収集	月曜日地区	12月26日(月)まで
	水曜日地区	12月28日(水)まで
プラスチック製容器包装ごみ収集	月曜日地区	12月26日(月)まで
	水曜日地区	12月28日(水)まで
不燃物処理場(自己搬入)	12月30日(金)まで 午前9時～正午 午後1時～4時	1月4日(水)から通常どおり
クリーンセンター(自己搬入)	12月30日(金)まで 午前8時30分～正午 午後1時～4時	1月4日(水)から通常どおり
食用廃油の回収	12月28日(水)まで	1月4日(水)から通常どおり
し尿の収集	12月28日(水)まで	1月5日(木)から通常どおり

■ごみ・し尿

大掃除などで多くのごみが出る時期です。一度に多量のごみが出されますと、収集が困難になりますので、大掃除は早めに行ってください。

多量のごみが出た場合は、可燃ごみ、粗大ごみに分けてクリーンセンターへ搬入してください。不燃物、資源ごみ(プラスチック製容器包装ごみを含む)、古紙類などは直接不燃物処理場(山屋敷町)へ搬入してください。

▶問合せ 環境課 ごみ減量係(内線217・218)



個別労働関係紛争に係る あっせん制度

県労働委員会事務局総務調整課
調整グループ (☎052(954)6833)

こんなことでお困りではありませんか？

○突然解雇されて困っている
○一方的に給料をカットされて困っている

○通常の社内異動に応じてもらえず困っている

こんなときは労働委員会のあっせんをご利用ください。

あっせんは、労働者個人と使用者との間で起きたトラブルの解決をお手伝いする制度です。

労働者、使用者、どちらからでも無料でご利用できます。手続きなど詳細は、お気軽にお問合せください。

求職者支援制度が スタートしました

刈谷公共職業安定所
職業相談第二部門 (☎215002)

これまでの「緊急人材育成支援事業(基金訓練)」が終了し、雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための求職者支援制度が10月からスタートしました。

この制度では、訓練期間中および訓練終了後もハローワークが積極的

な就職支援を行い、収入・資産など一定要件を満たす人には、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」が支給されます。

求職者支援制度の詳細については、ハローワークの窓口までお問合せください。

花と緑のカレンダーを配布します

市緑化推進協議会
(都市計画課内 内線413)

市緑化推進協議会では、市内の「花と緑の景色」の発見と緑化に関心を持っていただくことを目的として、写真を募集してきました。今年も応募いただいた写真を掲載した2012年版のカレンダーを、緑の募金の一部で作成しました。

カレンダーは次の場所から12月1日から配付します。数に限りがありますので、なくなり次第終了となります。

・市役所案内(1階)、都市計画課(4階)

- ・図書館
- ・中央公民館
- ・福祉体育館
- ・保健センター

写真は引き続き募集しています。皆さんのご応募をお待ちしています。



平成24・25年度の入札参加資格審査申請について

平成24・25年度に市が発注する工事、設計、物品の購入、その他委託の入札に参加を希望する場合は「入札参加資格審査申請」を行う必要があります。この申請を行わないと、市の入札に参加できませんので、ご注意ください。

「入札参加資格審査申請」は、下記受付期間内にインターネットによる電子申請を行ってください。

1. 受付期間

平成24年1月4日(水)～2月15日(水)
午前8時～午後8時(土・日曜日、祝日を除く)

2. 入札参加資格審査申請要領

- ・配布方法 市ホームページ、総務課窓口
- ・配布開始 12月5日(月)から

3. 申請方法

申請区分	申請方法(下記ポータルサイトから申請してください)	ICカード
建設工事・工事関係委託	あいち電子調達共同システム(CALS/EC)から申請 (http://www.chotatsue-aichi.jp/portal/index.html)	必要
物品の購入・その他委託	あいち電子調達共同システム(物品等)から申請 (http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html)	不要 (電子入札は必要)

※ICカードについては、コアシステム対応認証局のホームページを参照してください。
(<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/index.html>)

4. 問合せ 総務課 契約検査係(内線363・366)



新設市営住宅の入居者募集

建築課 施設管理係（内線459）

- ▼所在地 山屋敷町高場地内
- ▼住宅の概要 鉄筋コンクリート造5階建て（エレベーターあり）・2DK・30戸（募集29戸）
- ▼申込み 12月22日（木）～平成24年1月20日（金）の午前9時～午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）
- ※募集案内書は12月22日（木）から建築課で配布します。
- ※応募者多数の場合は公開抽選で入居者を決定します。



緊急奨学金制度

教育庶務課 教育企画係（内線271）

- 主たる生計者が病気、死亡、失業等の事由で家計収入が激減し、経済的に修学が困難になった高校生を対象に、緊急に資金（月額9千円、返還不要）を支給する緊急奨学金制度があります。
- 詳しくは、教育庶務課へお尋ねいただくか市ホームページをご覧ください。
- ※審査等で支給できないことがありますのでご了承ください。



愛知県日より

消費生活相談サポーター養成講座

県県民生活部 県民生活課
（☎052(954)6165）

県では、高齢者の消費者被害を防止するため、地域で見守り活動を行っていた「ボランティア「消費生活相談サポーター」」の養成講座を実施します。

▼とき 平成24年2月上中旬（詳細）

きれいな地球を未来のために

～地球温暖化・大気汚染の防止にご協力を～

冬は、1年中で最も空気が汚れやすい季節です。また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度が年々増え続けています。家庭でできる小さな心掛けで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

- 重ね着などの工夫で暖房は19℃を目安にしましょう。
- 照明や電気製品はこまめにスイッチを消しましょう。
- こたつなどの設定温度はこまめに調節しましょう。
- 無用のアイドリングや、急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう。
- 公共交通機関や自転車を利用しましょう。



○「あいちエコチャレンジ21」県民運動実施中！詳しくは県ホームページをご覧ください。
（<http://www.pref.aichi.jp/kankyotaika/eco21/index.html>）

▶問合せ 環境課 環境保全係（内線216）

- は募集案内ホームページの募集要領をご参照ください。）
- ▼ところ 名古屋、岡崎、豊橋の3地区で計8回実施
- ▼内容 高齢者を狙った悪質商法の手口とその対策、関係法令などの講義
- ▼対象 高齢者と接する機会の多い福祉関係団体職員、老人会・自治会役員、その他一般
- ▼定員 300人（各回40人程度）
- ▼受講料 無料
- ▼応募方法 募集要領の応募フォームに必要事項を記入の上、福祉関係団体職員等の人は市町村担当課を通じて、個人参加の人は、FAXまたは



は募集案内ホームページの応募フォームから左記までお申込みください。
▼申込み 県県民生活部 県民生活課
☎052(954)6165
FAX052(961)1317
Eメール
kenminseikatsu@pref.aichi.jp
▼募集案内ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/0000045524.html>



市民の誓い推進協議会では、健康で明るく、住みよい知立市を目指して、『市民の誓い』5カ条を合言葉に数多くの活動を実施しています。

その活動の一環として11月26日(土)に生涯学習フェスティバルの中で、表彰式を行い、「市民の誓いにちなんだ話」の最優秀作文を発表しました。最優秀作文は次のとおりです。

▶ 問合せ 生涯学習スポーツ課 生涯学習係(内線165)

市民の誓いにちなんだ話 最優秀作文

□最優秀作文

「感謝の気持ちをわすれずに」

知立西小学校 6年3組

吉田 美里

私は多くの人に支えられながら、これまで生きてきました。今まではその全てが、あたりまえのことだと思っていました。それに自分が支えられていることすら、わかっていませんでした。

いつも朝起きると必ずご飯が用意してあって、服もきれいに洗って用意されています。そのことについて、私はそれがあたりまえだと思っていました。でもそれは、お母さんが私より早く起きてご飯を用意してくれたり、服を毎日洗ってくれたり、お父さんとお母さんが働いているから今着ている服などがあるということに全然考えていませんでした。自分の身の回りにあるもの全ては、いろんな人が努力したから、今ここにあるのだと気づいたのです。それってすごいことだと思えます。それかのために努力をしている人がいるんだと思うとすごく心が温かくなります。人のためにがんばろうと思う気持ちが必要です。家族以外の人にも、私はたくさん支えられています。それは先生や友達や地域の方たちです。先生

は何かまちがったことがあったとき、必ず注意してくれます。でもそうやって注意してもらえないのは、今だけだと思えます。大人になったら全部自分で考えながら行動しなくては行けないからです。そして友達はなやんでいるとき、悲しんでいるときに相談にのってくれたり、はげましてくれます。そうやって話を聞いてくれると、気持ちが軽くなる感じがします。ほかに、地域の方たちに支えられていきます。安全に登校できるように、旗当番のお母さんたちが立っていてくれます。その方たちのおかげで私たちは安全に登校することができます。お母さんたちは、朝はどてもいそがしいはずなのに、そうやって見守ってくださることを感謝しなければいけないと思えました。

こうして考えてみると、私はたくさんの人に支えられていて、私たちがわかりました。もしかしたら、もっとたくさんいるのかも知れません。私はその全ての人に感謝しなければいけないと思えます。でも感謝するだけでなく、自分が支えられているように、だれかを支えられるようにしたいです。例えば家族にいつも支えられているので、私が何か手伝えることがあったら手伝うようにしたいです。私はあまりお手伝いをしていないから、もっとだれかのためにお手伝いをしようと思えます。家族

以外にも、友達がいつも支えてくれているので、私もだれかがなやんでいるとき、悲しんでいるときに話を聞いてあげたり、そばにいてあげたいと思います。自分がうれしいと思ったことを人に返せるようにしたいです。地域の方たちには、旗当番のお母さんたちが、うれしいと思っていただけのように、目を見て大きな声で気持ちのよいあいさつをしたいです。もしかしたら、これらはふつうのことかもしれません。でも、ちゃんとできるようにしたいです。

私は自分のできることを、これから続けたいと思います。まだ子どもだから、できることは大人に比べて少ないかもしれませんが、でも、心をこめてやれば、その気持ちはきっと伝わると思えます。今まで自分がやってもらったことを、自分もだれかに返したいです。人のためにあせやなみだを流せる人間になろうと思えます。いつまでも、支えてもらっていることをわすれずに、そして感謝の気持ちをわすれずにこれから生きていきたいです。

【寸評】

毎日の生活の中で、多くの人に支えられていることに感謝し、自分のできることを素直に書いています。自分の立場をしっかりと見据えています。